

中川村総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少社会における本村の人口の現状と将来の展望を提示する中川村人口ビジョン及び地域の実情に応じた施策の方向を提示する中川村総合戦略を策定するため、中川村総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会が所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中川村人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 中川村総合戦略の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 第3条第2項第1号の委員は、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員の所属する団体から他の者を代理人として出席させることができる。

4 委員会において必要があると認めたときは、関係者を会議に出席者させ、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理をする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年6月1日より適用する。